



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和元年労働安全衛生調査(労働環境調査) ずい道工事現場調査票

厚生労働省

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

〔記入上の注意〕

- この調査票は、工事現場の安全管理の業務に通じている方が記入するようお願いします。
- 調査票の記入に当たっては、裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、**令和元年9月30日現在**の状況について記入してください。
- 設問には該当する番号 **1つに○印** をつけてください。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 調査票の記入及び提出はインターネットでも可能です。調査票の提出は、**11月20日**までをお願いします。
- 記入に際しご質問等がありましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

問い合わせ先

厚生労働省労働安全衛生調査(労働環境調査)調査事務局

(株式会社ファーストユニオン)
電話：0120-991-626

記入担当者	会社名(共同企業体名)
	氏名
	電話

内線

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

事業所の名称・所在地	※ おそれいますが、上記の事業所の名称、所在地に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。					
	都道府県番号	一連番号			規模番号	
	1	2	3	4	5	6
調査対象工事現場の労働保険番号						
都道府県	所掌	管轄	基幹番号		枝番号	

上記の「調査対象工事現場の労働保険番号」の工事現場について、お答えください

I 工事現場に関する事項

1. 工事発注者の種類(注1)

国	1
都道府県	2
市区町村	3
旧公団	4
民営・その他	5

3. 延べ工事日数(工事開始から工事終了までの実際に稼働する日数)

180日未満	1
180日以上360日未満	2
360日以上540日未満	3
540日以上720日未満	4
720日以上	5

※ 歴日数ではありません。

2. 工事の請負金額(注2)

50億円以上	1
30億円以上50億円未満	2
10億円以上30億円未満	3
5億円以上10億円未満	4
5億円未満	5

4. 工事現場の労働者数(注3)

	工事現場労働者数				うち、粉じん作業従事労働者数				
	元請労働者								7~8
下請労働者									9~10
合計									

1 頁解説

(注1) 工事発注者の種類

- 国・・・・・・・・・・省庁、地方支分部局、国の独立行政法人（国立大学、病院を含む）をいいます。
- 都道府県・・・・・・・・都道府県庁、都道府県立の学校・病院、都道府県の独立行政法人をいいます。
- 市区町村・・・・・・・・市区町村役場、市区町村立の学校・病院をいいます。
- 旧公団・・・・・・・・住宅・都市整備公団（都市基盤整備公団、地域振興整備公団）、日本道路公団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団等を前身とするものをいいます。
- 民営・その他・・・・・・・・上記以外の事業所をいいます。

(注2) 工事の請負金額

事業者が注文者等からその工事に使用する工事用の資材等を支給したり、機械器具等を貸与した場合は、支給した物の価額相当額又は機械器具等の損料相当額を請負金額に加算してください。また、消費税は請負金額に含めます。

(注3) 工事現場の労働者数

工事現場労働者

工事の行われている現場における作業業務に従事する労働者（塗装工、配管工、土工及び資材運搬、守衛、夜警、建設用機械の運転等の業務に従事する労働者等）をいいます。現場で労働する者であっても、事務員及び主として監督的業務に従事する職長、組長等は含まれません。

下請労働者

一次下請及び一次下請以下の事業者からさらに業務の一部を請負っている事業者の労働者をいいます。

粉じん作業従事労働者

「工事現場労働者」のうち切羽における掘削、コンクリートの吹付け、ずり積み・ずり卸し、セメント・骨材の混練、穿孔等の粉じんが発生する場所における作業に従事している労働者をいいます。

2 頁解説

(注4) トンネルの種類

シールド工法

シールドとよばれる鋼製の殻によって地山の崩壊を防ぎ、それによって保護された空間内の前面で掘削作業を行い、後部では、覆工作業を繰り返しながらシールドを前進させ、トンネルを掘っていく工法です。

山岳トンネル

鉄道・道路等にみられる山腹を貫くトンネルをいいます。

ナトム工法

ロックボルト、吹付けコンクリート等の支保工によりトンネルの周辺地山が本来有する支持力を積極的に活用して、トンネルを掘っていく工法です。

なお、「ナトム工法」は現在地下鉄工事等にも見られる工法であり、「山岳トンネル」特有の工法ではありませんが、「山岳トンネル」以外で「ナトム工法」を使用している場合は、「その他の工法によるトンネル(回答欄5)」に○をつけてください。

山岳トンネルのその他の工法によるトンネル(回答欄3)

「ナトム工法」以外の在来工法をいいます。

推進工法

下水道等の管路の施工方法で、鉄筋コンクリート管等の管体自身をジャッキで押し進めながら、管内の掘削を行い、管路を敷設する工法です。

なお、セミシールド工法(刃口にシールドを装着したもの)、けん引式シールド工法(発進立坑側に備えたシールドの先端部にワイヤをかけ、引出側のけん引ジャッキで引っ張るもの)等、シールドを用いる工法であっても立坑のジャッキ等によって圧入又はけん引する方式のものは「推進工法によるトンネル(回答欄3)」としてください。

(注5) 衝撃式削岩機

ビットに打撃を与えて穿孔(発破等の小孔をうがつこと)する削岩機をいい、ビットの回転と打撃をあわせて行う回転打撃式のものも含まれます。

(注6) ポータブルコンベアー

建設工事現場、砂利採取場等で用いられる可搬式のコンベアーをいいます。

(注7) 換気方法

排気式

切羽の汚染空気を風管で吸引し坑外に排出する方式をいいます。

送気式

坑外の新鮮な空気を送風機により風管を通して送り、切羽近くで放出する方式をいいます。

送排気併用方式

送気式によって新鮮な空気を供給するとともに、排気式によって汚染空気を排除する方式をいいます。

II 工事現場の作業環境に関する事項

問1 トンネルの種類(注4)は何ですか。

シールド工法によるトンネル		1
山岳トンネル	ナトム工法によるトンネル	2
	その他の工法によるトンネル	3
推進工法によるトンネル		4
その他の工法によるトンネル		5

11

問2 本坑が完成した場合の本坑完成時の長さは次のうちどれですか。

100m未満	1
100m以上500m未満	2
500m以上1,000m未満	3
1,000m以上3,000m未満	4
3,000m以上	5

12

III 粉じん抑制対策に関する事項

問3 下記の粉じんが発生する作業箇所がありますか。その作業箇所がある場合には、発生源にどのような抑制措置を取っていますか。粉じん発生源ごとに該当する番号1つに○をつけてください。

粉じん発生源		作業箇所の有無		発生源にかかる抑制措置							
坑内において鉦物等を動力により掘削する箇所	衝撃式削岩機(注5)を用いる箇所	有	1	→	湿式型	1	非湿式型※	2	措置なし	3	14
		無	2			13					
	衝撃式削岩機を用いない箇所	有	1	→	湿潤化	1	非湿潤化※	2	措置なし	3	16
		無	2			15					
ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所	有	1	→	湿潤化	1	非湿潤化	2	措置なし	3	18	
	無	2			17						
コンベアー(ポータブルコンベアー(注6)を除く)へ積み卸す箇所	有	1	→	湿潤化	1	非湿潤化	2	措置なし	3	20	
	無	2			19						
上記以外の粉じん作業箇所	有	1	→	湿潤化	1	非湿潤化	2	措置なし	3	22	
	無	2			21						

※「非湿式型」、「非湿潤化」とは、集じん機による粉じんの吸引、エアーカーテン等による粉じんのしゃ断等、湿式、湿潤化以外のすべての措置をいいます。

問4 換気のための通気設備・集じん装置がありますか。

あ	る	1	→
な	い	2	

23

換気方法(注7)は次のうちどれですか。

排気式(集じん装置なし)	1
送気式(集じん装置なし)	2
送排気併用方式	3
排気・集じん式	4
送気・集じん式	5
送排気組合せ・集じん式	6
その他の方式	7

24

(注8) 粉じんの測定方法

ろ過捕集と質量分析方法・・・分級装置（インパクタやサイクロン等）を使用して吸入性粉じんをフィルターに捕集し、捕集前後のフィルターの質量を測定することにより、粉じん濃度を求める方法をいいます。

相対濃度指示方法・・・・・・デジタル粉じん計で検出ボリュームに含まれるすべての粒子からの散乱光を検出し、その光量に応じた相対濃度（1分間あたりのカウント数（cpm）を求め、ろ過捕集と並行測定することによって得られた質量濃度変換係数を乗じることで粉じんの質量濃度を求める方法をいいます。

SAMPLE

問5 工事現場で粉じん作業を行う場合、労働者に防じんマスク等を使用させていますか。

使用させている	1
使用させていない	2
25	

➤ ① 呼吸用保護具の種類ごとに、使用している労働者数を記入してください。② 防じんマスク等の使用状況についてお答えください。
※自社と下請の合計労働者数をご記入ください。

呼吸用保護具の種類	労働者数(人)				
取 替 え 式 防 じ ん マ ス ク					26
使 い 捨 て 式 防 じ ん マ ス ク					27
電 動 フ ァ ン 付 き 呼 吸 用 保 護 具 (P A P R)					28
そ の 他					29

粉じん作業を行う労働者の使用状況	全員使用	1
	過半数使用	2
	一部使用	3
		30

IV 粉じん測定に関する事項

問6 粉じんの測定を実施していますか。

実施している場合は、測定頻度について**該当する番号1つ**に○をつけてください。

実施の有無		測定頻度					
		半月以内に1回	1月以内に1回	2月以内に1回	半年以内に1回	その他	
あり	1	1	2	3	4	5	32
なし	2						

問7 どのような方法で実施しましたか。また、最近の測定値の最高値はどれくらいでしたか。

それぞれの方法ごとに**該当する番号1つ**に○をつけてください。

測定方法	実施の有無		測定値の最高値							
			1mg/m ³ 以下	1mg/m ³ 超 2mg/m ³ 以下	2mg/m ³ 超 3mg/m ³ 以下	3mg/m ³ 超 5mg/m ³ 以下	5mg/m ³ 超 10mg/m ³ 以下	10mg/m ³ 超 50mg/m ³ 以下	50mg/m ³ 超	
切羽から50m地点での測定方法(ガイドライン(※)に基づく測定方法)	あり	1	1	2	3	4	5	6	7	34
	なし	2								
切羽から50mに満たない地点(切羽近傍)での測定方法(任意)	あり	1	1	2	3	4	5	6	7	36
	なし	2								
個人サンプラーを用いた測定方法(任意)	あり	1	1	2	3	4	5	6	7	38
	なし	2								
その他	あり	1	1	2	3	4	5	6	7	40
	なし	2								

※ざい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成12年12月26日基発第768号の2)をいいます。

問8 粉じんの測定方法(試料捕集方法と分析方法)(注8)はどちらですか。**該当する番号1つ**に○をつけてください。

ろ過捕集と質量分析方法 (併行測定を行う場合を含む)	1
相対濃度指示方法 (デジタル粉じん計のみ)	2
41	

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

SAMPLE